

山梨県公報

第五百四十九号

令和七年

三月二十七日

木 曜 日

目 次

○指定納付受託者の指定……………	一四一
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数……………	一四一
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………	一四二
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	一四二
○都市計画事業の認可(二件)……………	一四二
○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………	一四二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	一四三
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除……………	一四四
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	一四五
公 告	
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………	一四五
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………	一四六
○収去飼料の試験結果の概要……………	一四六
○開発行為に関する工事の完了について……………	一四八
選挙管理委員会	
○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し……………	一四八

告 示

山梨県告示第七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年三月二十七日

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 アマゾンジャパン合同会社 東京都目黒区下目黒一丁目八番一号
- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

黒区下目黒一丁目八番一号

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

三 指定納付受託者を指定した日 令和七年三月十七日

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

1 VISA

2 MasterCard

3 American Express

4 Diners Club

5 JCB

6 銀聯

五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年三月十七日から同月三十一日まで

山梨県告示第八十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を次のとおり定め、令和七年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数(令和六年山梨県告示第七十九号)は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 ○・五

二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 一・〇

五〇一四四二六一八一二七

三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数 一・〇二四九〇一一四五九七八〇

四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 一・〇四八七八一九四四六〇八一

六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九七九一九六九

七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 一・〇七四二五八九九〇〇七七七

九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九一九七四九

十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

山梨県告示第八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石五百六十四番二の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第八十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	四二一号	甲州市塩山千野字獅子ノ前四二一番一地先から 甲州市塩山赤尾字坂下二九八番三地先まで

山梨県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 笛吹川都市計画下水道事業中央市公共下水道
- 三 事業施行期間 令和七年三月二十七日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 中央市浅利字沼久保の一部
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲斐市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 五・四・一号 赤坂台総合公園
 - 三 事業施行期間 令和七年三月二十七日から令和十年三月三十一日まで
 - 四 事業地
- 1 収用の部分 山梨県甲斐市竜王地内
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業中央市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年二月二十三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 平成十四年山梨県告示第五百七号、平成十七年山梨県告示第五百二十二号、平成二十年山梨県告示第百六十八号、平成二十七年山梨県告示第七十一号及び平成三十一年山梨県告示第九十二号の事業地に、中央市大字井之口字村西、字中通及び字今川、山之神字居村、布施字冷久保、字山之神前、字一町田及び字明神林、臼井阿原字上阿原、字中阿原、字五丁田及び字高蓋、上三條字村添、下河東字青六、字扇田及び字向河原、成島字下田、字前田、字中田及び字上河原、今福字上河原、西花輪字西河原、字村間、字村前、字村東及び字飛石、下三條字桂、一町畑字西ノ神及び字川久保、町之田字熊野、字天満及び字稲積、乙黒字西反田及び字上河原、極楽寺字柳畑並びに大和田字宮ノ脇、字落合下及び字大曲の各一部を加える。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 身延町

二 都市計画事業の種類及び名称 身延町都市計画下水道事業身延町公共下水道

三 事業施行期間 平成五年七月二十九日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 平成五年山梨県告示第三百三十一号及び平成十七年山梨県告示第四百四十三号の事業地のとおり。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
山梨市	寺井の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	寺井の2	同	同	同	
同	寺井の3	同	同	同	
同	塩原の1	同	同	同	
同	塩原の2	同	同	同	
笛吹市	下岩下の1	同	同	同	
同	下岩下の2	同	同	同	
同	下岩下の3	同	同	同	
同	下岩下の4	同	同	同	
同	下岩下の5	同	同	同	
同	下岩下の6	同	同	同	
同	下岩下の7	同	同	同	
甲州市	天目の7	同	同	同	
同	天目の8	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同
久保平の2	丸林の14	丸林の13	丸林の12	丸林の11	水野田の7	水野田の6	水野田の5
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	山梨市	市町村名
塩原の2	塩原の1	寺井の3	寺井の2	寺井の1	土砂災害特別警戒区域の名称
同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項
同	同	同	同	新規	指定事項
					指定告示

山梨県告示第八十八号

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	甲州市	同	同	同	同	同	笛吹市
久保平の2	丸林の14	丸林の13	丸林の12	丸林の11	水野田の7	水野田の6	水野田の5	天目の8	天目の7	下岩下の7	下岩下の5	下岩下の4	下岩下の3	下岩下の2	下岩下の1	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
山梨市	押手沢Ⅰ-1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	一部	平成二十二年山梨県告示第三百三十号
同	押手沢Ⅰ-2	同	同	同	平成二十二年山梨県告示第三百三十号
同	牧平東	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第二百八十二号
同	谷津川の1	土石流	同	同	平成二十年山梨県告示第三百九十三号
同	小田野沢	同	同	全部	平成二十年山梨県告示第三百九十三号
同	不動沢	同	同	全部	平成十九年山梨県告示第百三十二号
笛吹市	戸倉川Ⅰ-1	同	同	一部	平成十九年山梨県告示第二百十二号
同	戸倉川Ⅰ-2	同	同	全部	平成十九年山梨県告示

同	狐川の2	同	同	同	平成二十二年山梨県告示第三百二十二号
---	------	---	---	---	--------------------

山梨県告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 指定の年月日 令和七年三月十九日
- 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字阿原端九百番百七十八
- 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 指定道路の延長 三十八・〇メートル

公 告

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 荒井機業株式会社 代表取締役 荒井康博 山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十六番五十八号 外一者

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー富士吉田店 山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十四番三十九号

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ケヨーデイツー富士吉田店	D C M富士吉田店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二 十八番一号	D C M株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七 号

- 3 変更の年月日 令和六年九月一日
届出年月日 令和七年三月十三日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年七月二十八日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 芙蓉総合リ
ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 竜王駅前ショッピングセンター 山梨県甲斐
市天下条字上河原千六百七十二番地一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十 八番一号 外一者	D C M株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七 号 外一者

- 3 変更の年月日 令和六年九月一日
届出年月日 令和七年三月十三日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年七月二十八日まで

● 収去飼料の試験結果の概要
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第
五十六条第七項の規定により、令和七年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次
のとおり公表する。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

製造事業場所等の 名称及び所在地		収去の場所	飼料の名称	（製造 輸入） 年月	試験結果の概要						備考
粗たん白質 （％）	粗脂肪 （％）				粗繊維 （％）	粗灰分 （％）	カルシウム （％）	りん （％）			
清水港飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	同	同	マル中印大すう育成 用配合飼料 こつこ3	令和七年一 月	一六・八	四・九	五・五	六・八	一・八三	〇・七二	
中部飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町	同	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家 塚	マル中印肉豚肥育用 配合飼料 愛知肉豚	令和六年十 二月	二〇・八	二・七	四・六	六・九	一・二七	〇・八四	
同	同	同	くみあい配合飼料 子牛育成用はぐくみ パワー	同	一九・五	三・〇	六・九	六・三	一・一八	〇・五二	
J A全農くみあい飼料株式 会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開	同	J A全農くみあい飼料株式 会社山梨営業所八田中 継基地 山梨県南アルプス市下高 砂	くみあい配合飼料 甲斐ビーフ	令和七年一 月	一三・一	四・〇	七・九	三・九	〇・四六	〇・四三	
富士飼料株式会社 山梨県北杜市白州町鳥原	同	同	まるス印肉牛用配合 飼料 肉牛肥育用ペレット	同	一二・九	三・三	四・二	五・九	一・五〇	〇・五一	

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年三月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（第二工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市下吉田六丁目二千四百八十八番一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市下吉田六丁目五番一号 吉田ガス株式会社 代表取締役 加藤 力弥

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消す。

令和七年三月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

施設 の 名 称	所 在 地
泉ホーム	上野原市大野二五三五番地
桜荘	上野原市大野二五四一番地